

## (仮称)浜益学園設立準備部会 教育課程分科会 設置要項

## (設置)

第1条 (仮称)浜益学園設立準備部会(以下「部会」という。)に、教育課程分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 分科会は、(仮称)浜益学園(以下「学園」という。)における学校教育の目的や目標を達成するため、児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した教育計画である教育課程を編成する。

## (学校教育目標等の決定)

第3条 関係校(浜益小学校及び浜益中学校をいう。以下同じ。)の校長は、次に掲げる学園に関する事項を策定する。

- (1) 目指す学校像
- (2) 目指す児童生徒像
- (3) 目指す教師像
- (4) 教育目標
- (5) 学校経営方針

## (分科会の組織及び業務)

第4条 分科会は、関係校の全教職員で構成し、次に掲げる役員を設置する。

- (1) 会長(校長) 1名
- (2) 副会長(校長) 1名
- (3) 事務局長(教頭) 1名
- (4) 事務局次長(教頭) 1名
- (5) 事務局員(教職員) 4名程度

2 前項に掲げる役員は、関係校の校長が協議して決める。

3 会長は、業務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

5 事務局長は、業務の推進にあたる。

6 事務局次長は、事務局長の補佐にあたる。事務局長が事故あるときは、その職務を代理する。

7 事務局員は、業務の処理にあたる。

8 分科会は、前条各号で定める事項に沿って、次に掲げる事項を策定する。この場合において、必要に応じ、部会に報告するものとする。

(1) 特色のある新しい学校づくりに関すること。

ア 地域の歴史、文化、自然等の特色を活かした新しい学校の特色づくりに関すること。

イ 小中連携教育の一層の充実に関すること。

ウ 校内研修主題、研究内容に関すること。

(2) 9年間を見通した教育課程の編成に関すること。

ア 途切れのない成長を保障する9年間を見通した教育課程、各種全体計画の作成に関すること。

イ 幼保小連携の取組に関すること。

ウ 校則(学校生活のきまり)に関すること。

(3) 記念事業の推進に関すること。

ア 開校及び閉校の式典に関すること。

イ 記念誌等に関すること。

9 分科会の役員は、前項各号に係る事項の策定に必要となる基本方針や基本計画を定めるものとする。

10 分科会の開催時期、開催方法等については、会長が定める。

(設置期間)

第5条 分科会の設置期間は、前条第8項に掲げる事項の策定が終了するまでとする。

(庶務)

第6条 分科会は、市教育委員会次長及び学校教育課が事務局として参画する。

2 市教育委員会は、分科会に係る業務進捗、業務内容全般に関わる指導及び助言、情報提供並びに学園の開設に向けた支援を行うものとする。